

広島県立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成31年広島県教育委員会規則第二号。以下「規則」という。）に基づき、広島県立中学校、広島県立高等学校及び広島県立特別支援学校（以下これらを「学校」と総称する。）ごとに設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等について、必要な事項を定める。

(委員の任免の通知)

第2条 委員の任免については、人事異動事務取扱要領（平成9年4月1日施行）様式第5号による人事異動通知書を交付することにより行うものとする。

(報酬)

第3条 委員の報酬は、年額4,000円とし、任期満了後15日以内に支給するものとする。

- 2 広島県の常勤の特別職又は一般職の職員（県費負担教職員を含む。）が委員を兼ねる場合には、報酬は支給しない。
- 3 規則第2条第3項の規定による補欠の委員の報酬及び規則第5条第1項の規定により解任した委員の報酬は、第1項に規定する年額の月割計算とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会を設置する学校の校長（以下「校長」という。）及び教職員は、協議会の会長（以下「会長」という。）及び副会長となることができない。

(会議)

第5条 協議会の会議は、年度ごとに3回以上開催するものとする。

- 2 協議会は、会議資料を作成するなど円滑な会議の運営に努めるものとする。
- 3 協議会は、会議の終了後に議事の概要を記載した書類を作成する。

(会議の公開)

第6条 校長は、協議会の会議の開催日について、学校のホームページへの掲載等の方法により周知に努める。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 規則第8条第1項ただし書に定める特別の事情は、会議の内容が個人のプライバシーに関する情報等を取り扱う場合とする。
- 3 協議会は、会議の傍聴人に会議資料を提供する。ただし、資料が大量であるなどの理由により、提供することが難しい場合は、協議事項が分かる資料の提供に代えることができる。
- 4 校長は、学校のホームページに議事の概要等協議の結果に関する情報を掲載する。

(任用に関する事項)

第7条 規則第10条に規定する教育委員会教育長が別に定める事項は、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第4項に規定する基本的な方針に基づく学校の運営に資する事項（特定の個人に関するものを除く。）とする。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、協議会を設置する学校において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が校長と協議の上、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。